

# お客様登録カード

年 月 日

（ふりがな） 貴社名			代表取締役		
年商	円	従業員数	名	業種	
主要お取引先					
住所 ※1	〒				
T E L			F A X		
貴社担当者			経理担当者		
取引先銀行	銀行支店				
支払条件	締め日	日締め	振込支払日	翌月	日
	お支払い条件の最長は締め後 30 日とさせていただきます ※2				
備考					

※1 ご請求の送付先が異なる場合は併記を御願います。

※2 即日集金とさせていただきます場合がございます。

※3 2部作成のうえ、2部とも郵送御願います。割印を押印し1部返送させていただきます。

## 請負基本約定書

（以下、甲という）及び株式会社エムズパワー（以下、乙という）は下記の通り請負基本約定書を締結した。

- 第1条 甲は以下の約定により、搬入荷揚・仕分梱包・祭事式典会場雑工事・電気通信工事・インテリアヘア・その他軽作業を乙に請け負わせることができ、乙はその注文に応じてこれを請け負うものとする。
- 第2条 上記に基づく業務委託料に関わる基準となる支払いは現金又は銀行振込により行うものとする。尚、手形でのお取引はお受けできませんのでご了承下さい。また労務費に関して振込みがない場合、労働基準監督署の指導により、一次業社に請求させていただきます場合がある。
- 第3条 甲の発注する個別的請負作業が、身体的危険を伴う場合、あるいは作業員の手配ができないなど正当な理由がある場合は、乙は発注を拒絶することができ、また受注後であっても、その請負内容が注文と著しく異なる場合は、作業を拒絶できるものとする。
- 第4条 請負作業は、乙の現場担当者が甲と打ち合わせの上乙の作業員に指揮命令するものとする。
- 第5条 甲が乙に対して前条の通知をしたにも関わらず、搬出入の物品に破損障害が生じた際には、甲乙双方誠意をもって協議の上解決にあたる。
- 第6条 甲は乙の承諾を得ずして、乙の作業員をみだりに雇用及びその勧誘をしないものとする。
- 第7条 甲は乙の作業員に対して、その理由の如何を問わず、自動車もしくは作業機械を操作あるいは運転させてはならない。甲が、この約定に違反して乙の作業員が事故を発生させても、乙は乙の作業員に対する使用者責任を負担しないものとし、甲が一切その責任を負担するものとする。
- 第8条 甲は乙の作業員が安全に作業できるよう、事故の発生を防止するよう努めなければならない。
- 第9条 本契約の期間は本契約締結の日から2年とし、期間満了の3ヶ月前までに特別な意思表示のない限り、2年間の期間をもって更新するものとする。以後も同様とする。
- 第10条 本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙双方誠意を持って協議する。
- 第11条 本契約に関する紛争は、その地区の地方裁判所を管轄裁判所とする。

甲

印

乙 大阪市浪速区難波中1-14-14 エミューイモビル2F  
株式会社 エムズパワー  
代表取締役 吉田 光宏